平成２２年（フ）第２５８号
広島県福山市沼隈町大字常石702番地　第一天進寮234、旧住所広島県三原市須波西町680番地45
債務者　岡崎　　司
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２６７号
広島県福山市手城町２丁目17番15号、旧住所広島県福山市東深津町６丁目８番１号
債務者　石丸　勝美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２３６号
山口県下関市大字吉田地方1733番地
債務者　水野　昭美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
山口県下関市清末本町１番11号
債務者　郷原　輝司
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
山口県下関市清末本町１番11号
債務者　郷原小夜美
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
山口県下関市菊川町大字下岡枝183番地２
市営荒小田北住宅75号、前住所山口県下関市菊川町大字上保木667番地１
債務者　岡本　正喜
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
徳島市名東町３丁目448番地の35
債務者　岩佐　繁範
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３８号
徳島市名東町３丁目448番地の35
債務者　岩佐　玲子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３９号
徳島市名東町２丁目650番地の26
債務者　岩佐　繁樹
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１１号
高知市桟橋通３丁目18番６号　宮中アパート
債務者　宮内　宜子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２１号
高知市長浜4331番地
債務者　前田　　幸
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６２３号
高知市梅ノ辻19番３号
債務者　桒名江美子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３０号
高知市三ノ丸142番地11　三ノ丸ハイツ103、申立時の住所高知市北本町３丁目11番39号第３前田荘２－１号室
債務者　清遠　幸二
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７５号
大分市大字皆春323番地の１ブルーテの丘Ｂ103
債務者　半澤　真美（旧姓匹田）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４８０号
大分市賀来北２丁目６番25―103号三洋コーポＮｏ．３
債務者　中野　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２８３号
奈良県桜井市大字河西725番地
債務者　北村　圭子（旧姓大崎・伊藤）
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４４２号
奈良市西大寺北町２丁目１番18―206号
債務者　中川　幸夫
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４７０号
奈良県大和郡山市朝日町５番８号　シティパレス21郡山Ｐ―Ⅲ301号
債務者　髙越　一浩
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
奈良地方裁判所